

## 誓約書

プレジャーボート係留施設に係留する船舶の変更にあたり、今まで係留していた船舶について、譲渡にあたり譲渡先での適法な係留方法が確保されており、放置プレジャーボートとならないこと、または廃船にあたり各種法律に従った適法な廃棄処理を行い沈廃船とならないことを誓約します。

静岡県清水港管理局長 様

平成 年 月 日

艇名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印